

鳥取県緊急時モニタリング計画[島根原子力発電所編]の策定について

平成 26 年 9 月 16 日
鳥取県原子力安全対策課

1 計画策定の目的

緊急時モニタリング体制の整備等及び緊急時モニタリングに関する基本的事項について定め、国が統括する緊急時モニタリングの活動を迅速かつ効率的に実施できるようにするもの。

→ 関係道府県では、緊急時のモニタリング計画をそれぞれ作成してきたところであるが、全国的に円滑な実施を図る観点から、原子力規制庁の要請に基づき、同庁作成の要領に沿って、標準化を図る趣旨。

2 主な経緯

- (1) 原子力災害対策指針において、緊急時のモニタリング計画をあらかじめ策定することとされている。
→ 昨年度、鳥取県広域住民避難計画(島根原子力発電所事故対応)の一部としてモニタリング計画を策定。
- (2) 今回、原子力規制庁が作成した「緊急時モニタリング計画作成要領(H26.6.12)」に準拠して見直し。
→ 島根県及び原子力規制庁との協議を経て原案を作成。
→ 原子力防災専門家会議委員、県内関係市(米子市及び境港市)、関係機関(衛生環境研究所等)に意見照会を実施。(本計画に反映させるとともに、各論については追って作成する「緊急時モニタリング実施要領」で具体化)
- (3) 9月3日の原子力防災連絡会議※にて島根県と同時に公表。あわせて県HPにて公開。
(※ 2県6市及び2県警の防災関係部門の部長クラスの会議)

3 計画の概要

- (1) 各緊急事態区分におけるモニタリングの体制を以下のように記載。

事態区分	鳥取県	島根県	国
【警戒事態】	鳥取県モニタリング本部設置 (衛生環境研究所)	島根県モニタリング本部設置 (島根県原子力環境センター)	EMC※設置準備
【施設敷地緊急事態】 原災法 10 条： 特定事象	EMC に参画して緊急時モニタリングを実施 〔県モニタリング本部は、県のモニタリング拠点として維持〕	本部機能を EMC に移管	EMC 設置 (島根県原子力環境センター)
【全面緊急事態】 原災法 15 条： 原子力緊急事態			

※ EMC : 緊急時モニタリングセンター (Emergency Radiological Monitoring Center)

- (2) 資機材等の整備、緊急時の対応、モニタリング結果の公表、モニタリング要員の被ばく管理等の大枠を記載。
→ モニタリングの活動内容、要員、資機材、被ばく管理等の具体的な事項は下部マニュアルである緊急時モニタリング実施要領に記載予定(年度内を目途)。なお、その参考として国から緊急時モニタリングの「動員計画」、「被ばく基準」等が示される予定であるが、時期は未定。

4 その他

上記 1 と同様の趣旨により、緊急時モニタリング計画[人形峠環境技術センター編]についても、岡山県と協議中。

【参考】本計画と「モニタリング計画(島根原子力発電所編)」(H26 年 3 月)との関係について

- 本計画では、モニタリング計画(島根原子力発電所編)において未定であった EMC の場所等を記載。
- 全体として、本計画は全国共通の概略的な内容、モニタリング計画(島根原子力発電所編)は本県の具体的な体制、資機材、活動要領等が記載されており、後者の必要事項は、緊急時モニタリング実施要領として継承する予定。